

黒松内町ささやか暮らしの支援条例「自家住宅建築奨励金」算出基準

(趣旨)

第1 この基準は、黒松内町ささやか暮らしの支援条例(平成17年条例第7号)第5条第1号に規定する、自家住宅建築奨励金(以下「奨励金」という。)の算出方法について定める。

(算出方法)

第2 奨励金の算出方法は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 奨励金の基準額は、建築費又は取得費の100分の5以内とし、限度額を25万円とする。
- (2) 町内業者による施工の場合、112万5,000円を加算する。
- (3) 住宅の色彩が、黒松内町景観修景事業実施基準に規定する指定色又はそれに近い色使いに配慮された場合、6万2,500円を加算する。
- (4) 別紙屋根の判断例1に掲げる住宅の屋根の形状により、次の額を加算する。
 - イ 切妻、半切妻、越屋根、寄棟、方形、入母屋及びマンサードの場合、6万2,500円を加算する。
 - ロ 切妻、半切妻、越屋根、寄棟、方形、入母屋及びマンサードに差掛けが設けられている場合、5万2,500円を加算する。
 - ハ 腰折の場合、4万2,500円を加算する。
 - ニ 招きの場合、3万2,500円を加算する。差掛けが設けられている場合も同様とする。
 - ホ 腰折に差掛けが設けられている場合、32,500円を加算する。
 - ヘ 片流れの場合、2万2,500円を加算する。差掛けが設けられている場合も同様とする。
 - ト その他前掲に該当しない、鋸型、乗越し、M型、陸屋根、バタフライ、片流れで正面及び側面方向から見た場合に壁面のみで屋根の存在を確認できないもの等は、1万2,500円を加算する。
- (5) 別に定める「黒松内型北方住宅基準」の基準を満たす住宅の場合、50万円を加算する。
- (6) 奨励金の総額は、建築費及び取得費の100分の10以内とし、限度額を200万円とする。

(算出表)

第3 奨励金は、次の表で算出する。(選択欄は、該当欄に「 」を記入すること。)

建築費・取得費					円
建築費・取得費の100分の10以内の額					円
基準額					円
町内業者による施工	適		否		円
色彩配慮	適		否		円
屋根形状	イ		ロ		円
	ハ		ニ		
	ホ		ヘ		
	ト				
北方住宅基準	適		否		円
奨励金総額					円

附則

この基準は、平成21年6月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。